

○「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画」の変更について

No.	意見の概要	回答
1	・芳賀・宇都宮LRTについて、現時点(R5.6.6)においては、軌道法に基づく運輸開始や運賃等について許可されていない事項があるため、運輸開始時期は「令和5年(予定)」と記載すべきではないか。	・「LRT(東西基幹公共交通)の導入(軌道運送高度化事業)」の運輸開始時期の記載を修正するとともに、関連する事業の実施時期などの記載も修正しました。 ※ 詳細は、資料2「新旧対照表」をご確認ください。